

※この書類も提出してください。不足・不備の場合は再提出を求めることがあります。

令和6年度用 利用申請確認票（青葉区）

受理印

児童氏名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

以下の項目をすべて確認し、欄にチェックしてください。

<新規申請・転園申請の方>	チェック
「令和6年度 横浜市保育所等利用案内」の内容をよく確認してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
申請の前に利用を希望する保育所等を見学し、通園にあたっての利便性や施設設備、保育に対する考え方、利用料以外の実費負担等を確認してください。見学が難しい場合にも、電話やインターネット等のできる限り園の情報を確認してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
多くの保育所等では、入所後お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して慣らし保育を行います。期間や内容を事前に保育所等へ確認し、復職日や勤務時間について家族や雇用先等と調整してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
育児休業中に利用申請を行う方は、保育所等の利用が決まった場合、利用開始月中に育児休業を終了し、 <u>利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります</u> （地域型保育事業等の卒園児を除く）。事前に復職日について雇用先等と調整してください。※ <u>転園申請の場合も同様です</u> 。	<input type="checkbox"/> 確認しました
障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れが気になるなど特別な支援を必要とするお子さんは、 <u>②利用申請書（保育所等用）裏面の「申請児童の健康状態等」にその旨を記載し、お住まいの区の区役所こども家庭支援課の窓口で申請してください</u> 。また、申請の前に、利用を希望する保育所等に相談してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
医療的ケアを必要とするお子さんは、事前に園と受入れの調整を行う必要があります。まずはお住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
利用保留となった場合は、利用が内定するまで、 <u>翌月以降も利用調整の対象となります</u> （令和7年3月まで）。申請が必要なくなった場合は、 <u>各月の申請取下締切日までに必ず申請を取り下げてください</u> 。	<input type="checkbox"/> 確認しました
利用希望保育所等や希望順位、きょうだい同時申請の意向等、利用申請の内容を変更したい場合は、 <u>手続きが必要です</u> 。 <u>各月の申請締切日までに、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください</u> 。	<input type="checkbox"/> 確認しました
利用申請中に世帯の状況や保育を必要とする状況等に変更があった場合は、 <u>必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談してください</u> 。 例：妊娠が判明した、退職／転職した、離婚／結婚し世帯構成が変わった、市内で転居したなど	<input type="checkbox"/> 確認しました
利用申請中に横浜市外へ転出する場合、 <u>給付認定の取消と利用申請の取り下げが必要です</u> 。転出後も引き続き保育所等の利用を希望される場合は、 <u>転出先の市区町村で再度申請してください</u> 。	<input type="checkbox"/> 確認しました
市民税が未申告の方は、利用料が最高階層（最高額）となるほか、利用調整で劣後する場合があります。収入がない方であっても、原則として市民税の申告は必要です。	<input type="checkbox"/> 確認しました
<u>②利用申請書（保育所等用）の「<input type="checkbox"/>希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合は、利用調整の優先順位を下げる取扱いとするため、希望する保育所等に内定する可能性が低くなります</u> 。ただし、定員に空きがある場合などは利用内定となります。	<input type="checkbox"/> 確認しました
<転園申請の方のみ>	チェック
転園申請をした方は、転園が内定した場合、 <u>内定を辞退しても元の保育所等に戻ることはできません</u> 。転園が必要なくなった場合は、 <u>各月の申請取下締切日までに必ず申請を取り下げてください</u> 。	<input type="checkbox"/> 確認しました